

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年9月3日

横浜市契約事務受任者
教育次長

1 契約の概要

スプリンクラー修繕業務

2 履行（納品）場所

横浜市旭区笹野台四丁目48番1号 笹野台小学校

3 契約日

令和6年8月8日

4 履行期限

令和6年9月30日

5 契約金額

1,100,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市南区大岡3丁目16番8号

ヒドロ工業株式会社 代表取締役 石田 日出夫

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

スプリンクラー全5基のうち4基が作動しない状況となりました。

学校の立地上、風が強く吹き隣接する家屋への砂埃の影響も大きく対応が困難であり、地域への影響、今後の学校運営を考えると早急な補修対応が必要なため、緊急契約を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該施設の設置業者であり、緊急対応が可能との回答があったため。

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課